

介護保険負担限度額認定申請書の記入方法 表面

該当する申請区分に○をつけてください。

新規・更新・変更

介護保険負担限度額認定申請書

裏面あり

廿日市市長 宛

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

令和 年 月 日

配偶者がいる場合は必ず記入してください。配偶者には世帯分離している配偶者と内縁関係の者を含みます。

フリガナ 被保険者氏名	カイゴ タロウ		被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
住所	介護 太郎		個人番号	記入不要です										
入所(院)した介護保険施設	名称	名称	生年月日	明	・	大	・	昭	5	年	4	月	1	日
	種別	特別養護老人ホーム	種別に○をつけてください。	YY - XXXX R 4 年 4 月 1 日										
	種別	【特養・老健・介護医療院・ショートステイ】	※該当種別に○を付けてください											

配偶者に関する事項（世帯が別であっても、戸籍上の配偶者がいれば有としてください。また内縁関係に当たる場合も有としてください。）

非課税年金の受給の有無のいずれかにチェックをいれ、「有」の場合はその年金の種類と保険者についてチェックしてください。

配偶者の有無	有	無	個人番号	記入不要です									
フリガナ 配偶者氏名			生年月日	明	・	大	・	昭	年	月	日		
配偶者住所	□被保険者と同じ住所		税状況	課税・非課税									
1月1日現在の住所			被保険者の方の収入状況について当てはまるものにチェックを入れてください。										

収入等に関する申告 ※該当するものすべてにチェックしてください。

☒市町村民税世帯非課税者 ☐高齢福祉年金受給者 ☐生活保護受給者 ☐境界層該当者

前年の非課税年金収入等に関する申告

□無	☒ 有	種別	遺族年金・障害年金	保険者	日本年金機構・国家公務員共済・地
※遺族年金は寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。					

預貯金等に関する申告 ※裏面の添付書類に関する注意点をご覧ください。

被保険者	預貯金	1,543,210 円	有価証券 (評価概算額)	987,654 円	負債	円	現金	円
配偶者	預貯金	654,321 円	有価証券 (評価概算額)	円	負債	円	現金	65,432 円
合計	預貯金	2,197,531 円	有価証券 (評価概算額)	987,654 円	負債	円	現金	65,432 円

申請代理・代行者記入欄 ※不足や確認事項があった場合には、後日ご連絡を差し上げる場合があります。

住所	広島県廿日市市○丁目△番×号	被保険者との関係	☒ 家族（長女） ☐ 施設・事業所 ☐ 成年後見人等
氏名	介護 咲子	※成年後見人などが手続きを行う場合は登記事項証明書等の写しが必要です。	
日中連絡の取りやすい電話番号	(080) 0000 - ××××		

廿日市市記入欄 ※記入しないでください。

所得段階	合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)	配偶者の有無	資産要件
□第1段階	□生活保護受給	無	□1,000万円以下(生活保護除く) □超過
	□高齢福祉年金受給者	有	□2,000万円以下(生活保護除く) □超過
□第2段階	□82.65万円以下	無	□650万円以下 □超過
		有	□1,650万円以下 □超過
□第3段階①	□82.65万円超120万円以下	無	□550万円以下 □超過
		有	□1,550万円以下 □超過
□第3段階②	□120万円超	無	□500万円以下 □超過
		有	□1,500万円以下 □超過
□第4段階	□課税世帯 □別世帯課税配偶者 □基準額超過	※2号は単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下	
適用期間	R 年 月 日 ~ R 年 月 日	添付書類	□通帳写し □登記事項証明書 □その他()

裏面に続く

受付印

受付

入力

申請書裏面にある誓約書・同意書にも記入が必要です

契約書・同意書

廿日市市長 様

- 1 記載について、事実と相違ないことを認めます。
 - 2 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還します。
 - 3 介護保険負担限度額のために必要があるときは、私及び私の属する世帯の世帯員並びに私の配偶者を含む。(以下同じ。)の市町村民税等課税状況の情報を市町村民税担当課に確認の上、利用され、また及び老齢福祉年金並びに生活保護の受給状況を確認されることに同意します。またこれらを確認・利用されている各世帯員の承諾を得ています。
 - 4 介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」といいます。)及び私の配偶者の保有する預貯金及び有価証券等の凍結について、報告を求めることに同意します。また報告要求に対し、銀行等が報告を提出する日付を提出する日付を提出する旨が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。
 - 5 私の入所する介護保険施設(以下「施設」といいます。)の介護サービス事業所の事業者又は居宅サービス事業所の事業者に対し、この申請に基づく認定結果を通知することに同意します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

被保險者

住所 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 氏名 介護 太郎

(被保険者の住所・氏名を代筆した場合) ☒ 申請代理・代行者欄と同じ

住所 氏名

被保険者との関係 代筆理由 **本人が署名困難なため**

配偶者

住所 氏名

(被保険者の配偶者の住所・氏名を代筆した場合) ☐ 申請代理・代行者欄と同じ

住所 氏名

被保険者の配偶者との関係 代筆理由

＜添付書類に関する注意事項＞

預貯金等の種類		写しに必要な情報
添付書類が必要な預貯金など	<u>本人及び配偶者名義の</u> <u>すべての通帳(証書)</u> ※ご家族が管理されているものも含む ※普通預金 定期預金 定期積立など	※申請日直前に記帳をしてから、コピーをお取りください。 ①銀行名、支店名、口座番号、口座名義の記載されたページ ②申請日の2カ月前からの取引状況の記載があるページ ※ 定期預金口座のページ 定期預金の利用がない場合でも、総合口座通帳の場合には定期預金の白紙の1ページ目の写しが必要 ※ 直近の年金振込が確認出来るページ ※ ネットバンクの場合は上記①②が記載されているウェブページを印刷すること
	有価証券、投資信託 ※ 株式、国債、地方債、社債など	証券会社や銀行の口座の残高が記載されたページ①②が確認できること ① 銘柄、保有数 ② 申請日の1週間前までの期間に記帳されている口座残高 ※ ウェブサイトの写しでも可 ※ その他、銘柄と保有数が確認できる書類の写しでも可
	金・銀(積立購入を含む)など ※時価評価額の把握が容易なもの	購入先の銀行などの口座残高の記載されたページ ※ ウェブサイトの写しでも可
	タンス預金 ※現金	自己申告
	負債 ※ 借入金・住宅ローンなど	金銭消費貸借契約書等
添付不要	生命保険、自動車保険、腕時計や宝石等の貴金属(時価評価額の把握が困難なもの) その他高価な価値のあるもの(絵画、骨董品、家財など)	